

令和８年度〔２０２６年度〕 償却資産(固定資産税)申告の手引き

償却資産所有者 様

日頃より、市税務行政についてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市内に償却資産（事業用資産）を所有されているかたは、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在に所有する償却資産について申告をしていただく必要があります。つきましては、この手引きを参考に申告書を作成の上、期限までにご提出ください。

館林市長 多 田 善 宏

提出期限 令和８年２月２日（月）

◆お知らせ◆

○期限間近の提出は窓口が混雑しますので、令和８年１月１６日（金）までの早期提出にご協力をお願いします。

○申告書の提出には、e L T A X（エルタックス）を利用した電子申告が便利です。利用方法等詳細はホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。e L T A X利用者で、次年度より申告書の送付が不要の場合には、備考欄に申告書不要とご記入ください。

○前年度に申告のあったかたが申告をされなかった場合、前年度の申告内容に基づいて、みなし課税をすることがあります。
なお、正確な情報を把握するため、みなし課税をされた場合においても申請者からの申告書の提出は必要です。

○正当な理由がなく申告をされなかった場合、地方税法第３８６条の規定により過料が科されるほか、同法第３６８条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

○太陽光発電設備の申告は、所在確認のため、種類別明細書の『資産の名称等』欄に必ず設置場所を記入してください。
また、複数の土地にまたがって設置している場合は、代表地番を記入してください。

○申告書等の控えの返送を希望される場合は、必ず返信用封筒を同封してください。
※個人番号が記載された申告書等の控えの返送を希望される場合は、簡易書留料金分の切手を貼り、返信用封筒表面に『簡易書留』と赤字で記して同封してください。
返信用封筒が同封されていない場合は、対応しかねますのでご了承ください。

申告書の提出及び問合せ先

〒３７４－８５０１ 群馬県館林市城町１番１号

館林市役所 政策企画部税務課資産税係
１階１１番窓口

電 話 ０２７６－４７－５１０８（直通）

館 林 市

目 次

1 償却資産とは	1
2 家屋と償却資産の区分	1
3 償却資産の申告	
(1) 申告していただくかた	2
(2) 提出書類	2
(3) 注意事項	2
4 マイナンバー（個人番号・法人番号）について	3
5 注意が必要な償却資産	4
6 償却資産の評価及び課税	
(1) 評価方法	4
(2) 納税義務者及び税率・税額等	4
7 国税との比較	5
8 償却資産に関する資料	
(1) 業種別等の主な償却資産の例	5
(2) 耐用年数表	6
(3) 耐用年数に応ずる減価残存率表	6
9 課税標準の特例が適用される資産	7
10 償却資産申告書の記入例	9
11 種類別明細書の記入例	10

※作成にあたっては、9～10ページの記入例をご参照ください。

1 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないかたが所有するものを含む。）です。

また、「事業の用に供する」とは、所有者が自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

【償却資産の種類と具体例】

資産の種類		申告が必要な償却資産の例
第1種	構 築 物 (建物附属設備含む)	門扉、塀、フェンス、舗装路面、受変電設備、自家発電設備、緑化設備、屋外給排水管、広告塔、電気、給排水、厨房、空調、防災設備、内装、外装 等
第2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、各所製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備 等
第3種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車、台車 等 ※自動車税、軽自動車税の対象となる資産は該当しません。
第6種	工具、器具 及び備品	パソコン、サーバー、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、室内装飾品、テレビなどの映像音響機器、自動販売機、厨房機器及び用品、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、エアコン、応接セット、机、椅子、レジスター、冷凍・冷蔵庫 等

2 家屋と償却資産の区分

建物附属設備等において、税務会計上は建物として一括等で減価償却していても、地方税法上、家屋評価に含まれないものは償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告をしてください。

【家屋として評価するもの】

家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの

【償却資産として扱うもの】

- ① 構造的に家屋と一体でないもの
- ② 家屋から独立した機械及び装置としての性格が強いもの
- ③ 特定の生産用又は業務用の設備
- ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの

※ 家屋の所有者以外の賃借人（テナント）のかたが、事業を営むために別に取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備、内装、造作、建具等の**特定附帯設備**については、賃借人（テナント）のかたが償却資産として申告してください。

3 償却資産の申告

(1) 申告していただくかた

令和8年1月1日現在、館林市内に償却資産（事業用資産）を所有されているかた

(2) 提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書
- ③ 添付資料

※ 次の場合、申告書の備考欄に明記し、認定通知書や届出書等を必ず添付してください。

- ・ 非課税適用資産がある場合
- ・ 課税標準の特例を受ける資産がある場合（7～8ページ参照）

◆ 初めて申告をする又は前年度申告をしていない場合

令和8年1月1日現在、所有している全ての償却資産を申告してください。

◆ 前年度に一品申告をしている場合

前年度の申告内容である種類別明細書が同封されています。この明細に対し、令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に増加・減少した資産を加除、修正し申告をしてください。

◆ 企業の電算システム処理により申告をする場合

〔償却資産申告書〕

- 1 独自の申告書を使用する場合は、事務処理上、所有者コードを確認する必要があるため、送付した申告書は必ず提出してください。
- 2 申告書にある評価額（木）欄は必ず記入してください。

〔種類別明細書〕

- 1 減少した資産のリスト（一覧）を添付して提出してください。
- 2 増加資産や減少資産がある場合は、種類別明細書の増減事由を必ず記入してください。

◆ 電子申告をする場合

e L T A X（エルタックス）を利用した電子申告もご利用いただけます。利用方法等の詳細は、
e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。
次年度から申告書の送付が不要の場合には、備考欄に申告書不要とご記入ください。

(3) 注意事項

- ① 申告書等の作成に当たっては、9～10ページ『申告書等の記入例』をご参照ください。
- ② 前年中の資産増減がない場合でも、申告書にその旨を記入し必ず提出してください。
- ③ 1月1日取得の資産は、種類別明細書の摘要欄に『1／1取得』と明記してください。
- ④ 独自の申告書を使用する場合であっても、市役所から送付した申告書は必ず提出してください。

4 マイナンバー（個人番号・法人番号）について

申告書提出に当たって、マイナンバーの収集を行っています（番号法第14条第2項）。

既に収集できている個人については、申告書に「*」が印字されています。印字されている場合、申告書提出の際にマイナンバーの記載を省略することができます。

既に収集できている法人については、申告書に法人番号が印字されています。印字されていない場合は、法人番号を記載してください。

※印字については、申告者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年記載していただく必要があります。

◆ 申告書へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書『3 個人番号又は法人番号』欄にマイナンバーを記載してください。

9ページ『申告書の記入例』を参考にいただき、個人のかたは12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を所定の欄に右詰めで記載してください。

◆ 本人確認について〔法人番号の場合は不要です〕

個人番号を記載した償却資産申告書を提出する場合は、本人確認を行います。

直接、窓口で提出する場合は、次の確認資料の提示をお願いします。

また、郵送で提出する場合は、次の確認資料の写しの添付が必要となります。

① 本人が提出する場合（親族等が代わりに提出する場合も含む。）

提出方法	個人番号の確認資料	身元の確認資料
窓口 又は 郵送	 個人番号カード （裏）	 （表）
	通知カード 又は 住民票(番号付き) 等	運転免許証 又は パスポート 等
電子申告 エルタックス (eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、確認資料の添付は不要です。	

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードだけで番号確認及び身元確認をすることができます。

※ 通知カードについては、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り有効です。

② 本人の代理人（税理士）が提出する場合

提出方法	代理権の確認資料	代理人の身元確認資料	本人の個人番号確認資料 (写し可)
窓口 又は 郵送	税務代理権限証書 【原本】	税理士証票	本人の個人番号カード(裏面) 又は通知カード等
電子申告 エルタックス (eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、確認資料の添付は不要です。		

※ 税務代理権限証書は、郵送の場合でも原本を提出してください。

5 注意が必要な償却資産

次に掲げる償却資産も申告の対象となります。

- ① 耐用年数が経過した減価償却済みの資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、遊休資産、未稼働資産
- ③ 取得価額が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの
- ④ 取得価額が30万円未満の資産であっても中小企業者等の少額資産特例に該当するもの
- ⑤ 決算期以後、1月1日までの間に取得した資産で、固定資産台帳に計上されていないもの

◆ リース資産について

リース資産は契約内容により、資産を貸しているかたが申告対象になる場合と、資産を借りて実際に事業を行っているかたが申告対象になる場合に分かれます。

リース契約の内容	申告対象となるかた
通常の賃貸借契約によるリース資産	資産を貸しているかたが、貸出し先の市町村に申告する
売買にあたるようなリース資産 (契約終了後は借主に無償譲渡されるもの)	資産を借りているかたが、自己資産として申告する

6 償却資産の評価及び課税

(1) 評価方法

償却資産の評価額の算出については、課税対象の償却資産の取得価額が基礎となります。その上で、償却資産一品ごとの耐用年数と取得後の経過年数に応じて、旧定率法により減価償却計算をします。

これにより算出した評価額の合計が**決定価格（課税標準額）**になります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合の課税標準額は、その資産の決定価格に特例率を乗じたものになります。

◆ 評価額の計算方法

- ① 全ての資産について、『旧定率法』を用いて償却します。評価額の算定に係る減価残存率については、6ページの減価率表をご覧ください。
 - ② 前年中に取得した資産〔取得年の初年度については、一律に半年償却を行います〕
$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$
 - ③ 前年前に取得した資産
$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$$
- ※ 評価額が取得価額の5%未満になる場合は、**取得価額の5%が評価額**となります。

(2) 納税義務者及び税率・税額等

- ① 納税義務者 賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者となります。
- ② 税率・税額 税率は1.4%で、課税標準額（1,000円未満切捨て）に税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。
- ③ 免 税 点 課税標準額が150万円未満の場合、税額は0円になります。
- ④ 納 期 年税額を4期（5月・7月・9月・12月）に分けて納めることができます。

7 国税との比較

固定資産税と国税（法人税、所得税）には、次のような相違点があります。

項 目	固定資産税の取扱い	国税（法人税、所得税）の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定額法もしくは定率法
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却、割増償却	認められない	認められる
増加償却	認められる	認められる
評価額の最低限度額	取得価額の５％	備忘価格（１円）
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

8 償却資産に関する資料

(1) 業種別等の主な償却資産の例

業 種	主な償却資産の例
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、看板、舗装路面、スポットライト、駐車場設備、受変電設備、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、簡易間仕切 等
農 業	ビニールハウス、乾燥機、田植機（軽自動車税の課税客体を除く。）、草刈機、搾乳機、野菜洗浄機、揚水ポンプ、育苗機、籾摺機、精米機 等
製 造 業	受変電設備、金属製品製造加工機械、食料品製造加工設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具 等
印 刷 業	製版機、印刷機、裁断機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車、ミキサー、発電機 等
娯 楽 業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場設備、接客用家具、照明設備、店内放送設備 等
飲食店業	厨房設備、テーブル、椅子、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫、レジスター 等
理・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、サインポール、レジスター 等
医・歯業	レントゲン装置、手術機器、ファイバースコープ、診療ユニット、各種キャビネット 等
小 売 業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷凍冷蔵庫 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、コンプレッサー 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、看板 等
旅館・ホテル業	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷器、厨房設備、放送設備、カーテン、テレビ、ベッド 等
駐車場業	駐車場管理システム、照明等の電気設備 等
不動産貸付業	外構工事(門塀、緑化施設、フェンス、側溝等)、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内据付電化製品 等

(2) 耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令より一部抜粋）

資産の名称（構造又は用途、細目）		耐用 年数	資産の名称（構造又は用途、細目）		耐用 年数
1 構 築 物 （建物附属設備含む）					
広告用のもの	金属製のもの	20	電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	10		その他のもの	15
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	その他のもの	20	冷暖房、通風又は	出力 22kw 以下のもの	13
舗装道路：コンクリート敷、石敷、れんが敷き		15	ボイラー設備	その他のもの	15
舗装路面：アスファルト敷、木れんが敷		10	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
塀	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30	店用簡易装備		3
	コンクリート・コンクリートブロック造	15	可動間仕切り	簡易なもの	3
	金属造	10		その他のもの	15
露天式立体駐車場		15	前掲以外及び前掲の	主として金属製のもの	18
			区分によらないもの	その他のもの	10
6 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品					
事務机、イス、 キャビネット	主として金属製のもの	15	室内装飾品	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8		その他のもの	8
陳列だな、陳列ケース		6	電子計算機	パソコン（サーバー用除く）	4
テレビ、その他の音響用機器		5		その他のもの	5
冷房用又は暖房用機器		6	複写機、金銭登録機、ファクシミリ		5
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類 する電気又はガス機器		6	デジタルボタン電話設備		6
			看板、ネオンサイン		3

(3) 耐用年数に応ずる減価残存率表〔旧定率法〕（固定資産評価基準 別表第 15）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891
11	0.189	0.905	0.811				

9 課税標準の特例が適用される資産

次のような償却資産を所有している場合は、固定資産税等の課税標準の特例（固定資産税の軽減）の適用が受けられます。

該当資産がある場合は、申告書の備考欄にその旨を記入するとともに、課税標準の特例に係る届出書と必要書類を申告書と一緒に提出してください。

※特例申告書は、市ホームページに掲載してありますので、ご確認ください。

○課税標準の特例が適用される償却資産の主な例

〔地方税法第349条の3及び地方税法附則第15条他〕

資産の種類		適用条件等	根拠規定		必要書類	特例率
			条	項号		
保育事業の用に供する設備	家庭的保育事業の用に供する設備	児童福祉法の規定によりそれぞれの保育事業の認可を得たものが、当該事業のために取得したもの	地方税法第349条の3	第27項	家庭的保育事業認定証	2分の1 ※わがまち特例
	居宅訪問型保育事業の用に供する設備			第28項	居宅訪問型保育事業認定証	
	事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する設備			第29項	事業所内保育事業認定証	
公共の危害防止設備	汚水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの	地方税法附則第15条	第2項第1号	除害施設届出受理証	2分の1 ※わがまち特例
	ごみ処理施設			第2項第2号	一般廃棄物処理施設設置許可証	2分の1
	一般廃棄物最終処分場			第2項第3号	一般廃棄物処理施設設置許可証	3分の2
	産業廃棄物処理施設			第2項第4号	産業廃棄物処理施設設置許可証	3分の1
	公共下水道を使用する者が設置した除害施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得したもの		第2項第5号	除害施設計画確認申請書の写し	5分の4 ※わがまち特例
再生可能エネルギー	固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの ただし、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り		第25項	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書	1000kw未満 3分の2 1000kw以上 4分の3（3年間） ※わがまち特例

資産の種類		適用条件等	根拠規定		必要書類	特例率等
			条	項号		
再生可能エネルギー	固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備〔太陽光以外〕	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した風力発電設備	地方税法附則第15条	第25項	再生可能エネルギー発電設備認定通知書	20kw 未満 4 分の 3 20kw 以上 3 分の 2 (3 年間) ※わがまち特例
		同じく水力、地熱及びバイオマス発電設備				特例率は 下記※1 を 参照 (3 年間) ※わがまち特例
中小企業生産性向上設備	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 ※生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度の関係規定が中小企業等経営強化法に移管されました。また、令和7年度税制改正により、税制が新設されました。 下記※2 を参照	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した一定の要件を満たした先端設備	地方税法附則第15条第43項		先端設備導入に係る認定を受けた計画書、認定書、支援機関の事前確認書の写し等	【1.5%以上の員上げ 表明あり】 2 分の 1 (3 年間) 【3.0%以上の員上げ 表明あり】 4 分の 1 (5 年間)

〇わがまち特例とは・・・

平成24年度の税制改正により、国が定めていた課税標準の特例率の内容の一部について、法律の範囲内で市町村が決定できる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が創設されました。館林市では、館林市税条例においてわがまち特例による特例率を定めています。

※1 水力・地熱・バイオマス発電設備の特例率は以下のとおりです。

水力・・・・・・・・5000kw 未満：2 分の 1 5000kw 以上：4 分の 3
地熱・・・・・・・・1000kw 未満：3 分の 2 1000kw 以上：2 分の 1
バイオマス・・・10000kw 未満：2 分の 1 10000kw 以上 20000kw 未満：3 分の 2
10000kw 以上 20000kw 未満で一般木質・農産物残さ区分に該当するもの：7 分の 6

※2 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入に係る本市の計画については、ホームページをご覧ください。

『中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の申請について（館林市ホームページ）』

<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s059/jigyousya/030/060/20230404171757.html>

10 償却資産申告書の記入例

令和 年 月 日 (あて先) 館林市長		令和 8 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所 有 者 コー ド	
1 (ふりがな) 住 所 たてばやし しろまち 館林市 城町 123番地 (電話 0276-72-1234)		3 個人番号又は法人番号 1111111111111111		8 短縮耐用年数の承認 有・無	
2 (ふりがな) 氏 名 たてばやし 株式会社 館 林 (屋号)		4 事業種目 鉄 鋼 業 (資本金等の額) 10 百万円		9 増加償却の届出 有・無	
		5 事業開始年 月 昭和59 年 4 月		10 非課税該当資産 有・無	
		6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 館林次郎 (電話 72-1234)		11 課税標準の特例 有・無	
		7 税理士等の氏 名 分福会計事務所 分福太郎 (電話 72-5678)		12 特別償却又は圧縮記録 有・無	
				13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法	
				14 青色申告 有・無	
資産の種類 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 館林市 本町二丁目45-6 ② 館林市 ③ 館林市		16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等 ●●県□□市 株式会社 リース TEL番号 平成26年より旋盤機	
1 構 築 物 5,000,000 2 機 械 及 び 装 置 15,000,000 2,000,000 5,000,000 18,000,000 3 船 舶 注1 注2 注3 注4 4 航 空 機 5 車両及び運搬具 5,000,000 5,000,000 6 工具、器具及び備品 10,000,000 1,000,000 9,000,000 7 合 計 35,000,000 3,000,000 5,000,000 37,000,000		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家		18 備考 (添付書類等) 該当するものに○をつけてください。 1 異動なし 2 増加資産あり 3 減少資産あり 4 修正あり(耐用年数等) 5 閉鎖、廃業、解散、転出等 (年 月 日) 6 住所、名称等変更 旧住所 : 旧名称 : 7 特例あり (コード 入力日 /) 8 新規 9 該当資産なし	
資産の種類 1 構 築 物 2 機 械 及 び 装 置 3 船 舶 4 航 空 機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合 計		評価額 (ホ) 決定価格 (ヘ) 課税標準額 (ト) 10		申告区分 一品・電算 受付 No. 月 日 (控) 返送 送付日 電算パンチ No. 宛名 入力 1次点検 2次点検	

【償却資産申告書の作成方法】

- 注1 前年の申告時の取得価額について、種類別に記入してください。
- 注2 廃棄等で、令和7年中に減少した資産の取得価額の合計について、種類別に記入してください。
- 注3 新規取得等で、令和7年中に増加した資産の取得価額の合計について、種類別に記入してください。
- 注4 令和8年1月1日現在、所有する償却資産の取得価額について、種類別に記入してください。
〔令和6年以前からの所有資産 - 令和7年中減少資産 + 令和7年中増加資産〕

- 所有者や事業者の住所（法人の場合は主たる事務所等の所在地）を記入してください。
- 氏名や名称及び代表者名を記入してください。また、屋号があれば記入してください。
- 個人事業主の方は個人番号、法人は法人番号について、右詰めで記入してください。
- 事業種目を具体的に記入してください。また、法人の場合は、資本金の金額も記入してください。
- 個人事業主は事業を開始した年月、法人は設立年月を記入してください。
- 申告内容等について問合せをする場合があるため、応答者名や連絡先等を記入してください。
- 申告書の作成について、税理士等に依頼している場合は、その方の氏名や連絡先を記入してください。
8～14及び17は、それぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 館林市内における資産の所在地（営業所や太陽光発電設備設置場所等）について、全て記入してください。
- 借用資産の有無について、該当するものを○で囲んでください。
また、借用資産が『有』の場合は、貸主（リース会社等）の名称等を記入してください。
- 前年度からの資産の増減や特例適用資産等があれば該当する項目に○をつけ、必要に応じて余白に記入してください。
また、廃業や解散、転出等があった場合は事由を○で囲み、その年月日等を記入して必ず申告書を提出してください。

1 1 種類別明細書の記入例

(1) 初めて申告する又は前年度申告していない場合について

令和 8 年度

※ 所有者コード ※		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所 有 者 名		枚のうち	
												館 林 花 子		枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 値	課 税 標 準 額 の特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要		
					年 月					率	コード		注7		
01	1		フェンス等外構工事 注2	1	R 3 3	500 000	10								
02	2		太陽光発電設備(城町1-1)	1	R 3 5	10 000 000	17								
注1				注3				注4		注5		注6			
20															
						10,500,000									

注1 資産の種類…「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」のうち、該当する番号を記入してください。

注2 資産の名称及び規格等を記入してください。太陽光発電設備は設置場所を記入してください。

注3 数量及び取得年月を記入してください。年号の表記は「S 昭和」、「H 平成」、「R 令和」です。

注4 当該資産の取得価額を記入してください。取得価額とは、当該資産を取得するために通常支出すべき金額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費等を含む)をいいます。

注5 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる法定耐用年数を記入してください。

注6 増加事由について、「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」のうち、該当番号を○で囲んでください。

注7 課税標準の特例など特記事項がある場合、摘要欄に記入してください。

(2) 前年度申告している場合について

前年度までに申告している資産について、
印字した種類別明細書をお送りしています。

令和 8 年度

※ 所有者コード ※		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所 有 者 名		1 枚のうち	
0123456												カフェ アザレ		1 枚 目	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 値	課 税 標 準 額 の特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要		
					年 月					率	コード				
01	1	*****	厨房設備 一式	1	H 19 3	175 000	2								
02	6	*****	電気冷蔵庫 一式	1	H 22 7	800 000	6						除却		
03	6	*****	イス・テーブル 一式	3	H 26 5	30 000	2						一部除却		
15 6 電気冷蔵庫 一式 1 R 3 7 650 000 6 注2															
20															
						855,000 -1,725,000									

※前年度以前に申告してある資産について、誤り
があった場合は、正しい内容に修正してください。

注1 令和7年中に減少した資産については、二重線で消し、摘要欄に「除却」と記入してください。
なお、一部減少の場合は、摘要欄に「一部除却」と記入し、残る資産の数量や取得価額を記入してください。

注2 令和7年中に増加した資産については、上記(1)を参考に記入してください。